

栗山町図書館特別使用許可申請書

令和 年 月 日

特定非営利活動法人くりやま 理事長 殿

団体名
住所
担当者
電話

下記の通り申請します

使用目的	
使用内容	1. 読書会 2. お話会 3. 展示会 4. 鑑賞会 5. その他 ()
使用施設	1. 視聴覚室 2. ギャラリー
使用日時	(搬入) 令和 年 月 日 () AM/PM 時 分 まで AM/PM 時 分 まで
	(実施期間) 令和 年 月 日 () AM/PM 時 分 まで 令和 年 月 日 () AM/PM 時 分 まで
	(搬出) 令和 年 月 日 () AM/PM 時 分 まで AM/PM 時 分 まで
営利または宣伝	有 ・ 無 入場料 有 ・ 無 円
使用予定人数	主催者 名 計 名 対象 乳幼児 小中学生 一般 来場者 名 高齢者 その他 ()
使用備品	1. 机 脚 2. 椅子 脚 3. 視聴覚機器 (マイク/映写機) 4. パネル 枚 5. 白布 枚 6. その他 ()
使用団体種別	1. 栗山町図書館の運営・事業活動に寄与する図書館でのボランティア活動・団体 2. 栗山町内の小中学校および高校、専門学校 3. 栗山町または栗山町教育委員会主催・共催 4. その他 ()
その他	※行事のお知らせに掲載する場合がありますので、展示のテーマ等をご記入下さい
利用に係わる料金	円 (内訳) 使用範囲 m ²
	売上 円
※専有面積に1㎡当たり100円(200円)を乗じて得た額に売り上げの100分の5に相当する額を加えて得た額	

図書館確認欄				
館長	統括	事務長	司書	受付

◇貸室案内◇

■視聴覚室・町民ギャラリー使用の概要

- ・図書館では図書館事業に使用していないとき、教育・文化の振興や推進に資することを目的とする事業・行事に視聴覚室・町民ギャラリーの貸出を行っています。
- ・ご利用は図書館開館日の午前10時から午後6時(木曜日は午後8時)までです。
休館日(月曜日等)は使用できません。

■次の事業・行事には使用できません

- ・立合演説会など特定の政党その他政治団体または、その構成員が政治活動のために使用する場合
- ・布教活動などの宗教上の祭祀または活動
- ・カラオケ大会、飲食パーティーなど娯楽または飲食を目的とするもの
- ・その他、各種試験会場、映画鑑賞会など

■注意事項

- ・危険物を持ち込まないこと
- ・火気類を使用しないこと
- ・机、椅子等は動かしても良いが使用後は現状復帰すること
- ・所定の場所以外での飲食、喫煙はしないこと(視聴覚室、町民ギャラリーは飲食禁止、館内は禁煙)
- ・ゴミは持ち帰ること
- ・館内および敷地内で許可なく看板、ポスター等を掲示しないこと
- ・図書館および付属設備等を破損、汚損しないようにすること。付属設備を適切に取り扱い、許可を受けたもの以外のものを使用、または移動しないこと。
- ・その他図書館職員の指示に従うこと

■予約の受付

- ・予約は利用日の3か月前からです。
- ・電話(0123-72-6055)または窓口で予約後、使用申請書に必要事項を記入の上、速やかに提出してください。

■基本使用料

視聴覚室、町民ギャラリーともに1日につき

・物品販売		専有面積1㎡当たり100円を乗じて得た額に売り上げ5%を加えて得た額
・イベント等	宣伝・営利を目的としない	専有面積1㎡当たり100円を乗じて得た額に売り上げ5%を加えて得た額
	宣伝・営利を目的とする	専有面積1㎡当たり200円を乗じて得た額に売り上げ5%を加えて得た額

■使用料の支払い方法

使用料は後納となります。事業・行事終了後にお支払いください。

なお、以下の団体・活動については減免ができます。

(減免)

- 1.栗山町図書館の運営または事業活動に寄与するもので、栗山町図書館でボランティア活動を実施している団体が行うもの。
- 2.栗山町内の小中学校および高校、専門学校の学習活動として行うもの
- 3.栗山町または栗山町教育委員会が主催もしくは共催するもの